

令和2年度（第4回）大磯町国民健康保険運営協議会議事録

日時 令和2年12月23日（水）
午後7時00分から午後7時35分まで
場所 大磯町保健センター2階研修室

< 開 会 >

<会長あいさつ>

（会長あいさつ省略）

<議事>

（事務局による資料確認）

【議 長】

本日の出席委員は、9名です。過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっております。当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方が、いらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、1名です。傍聴人を入場させます。

【議 長】

本日の議題は、次第に記載されている2つということになります。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。

議題1で約15分、議題2で約20分とし、19時35分までに終了したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険税率の改定について>

【議 長】

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険税率の改定について」の説明を事務局から、お願いします。

【事務局】

では、資料1をご覧ください。この資料は、資料1参考の収支状況を総括した資料となっておりますので、資料1参考と併せてご覧ください。

では、まず1の歳出です。この歳出額については、医療給付費分で6億9,094万8千円、後期高齢者支援金分で2億3,490万円、介護納付金分で8,190万円となっており、合計で10億774万8千円となります。こちらは、資料1参考の3ページに記載されているC事業費納付金及び市町村経費の合計から引用されています。

次に2の歳入です。歳入を大きく分けると、現年度保険税収入と交付金や法定内繰入金等のその他収入

に分けることが出来ます。これらを合算すると、医療給付費分については、6億6,076万4千円、後期高齢者支援金分については、2億4,066万6千円、介護納付金分については、7,486万2千円となっており、これらの合計が9億7,629万2千円となります。

こちらは、資料1参考の4ページのD収入見込み額（特別交付金・基盤安定繰入金・法定内繰入金・滞納分保険税等）の合計及び同資料6ページのF現行保険税率での収納見込額を合算した額を合算した額が記載されています。

次に3の歳入と歳出の差額です。ここまでの歳入と歳出でそれぞれ見込んだ額の収支状況として、医療給付費分については、3,018万4千円の不足、後期高齢者支援金分については、576万6千円の超過、介護納付金分については、703万8千円の不足となっており、現行税率で算定を行った場合の不足額が合計で3,145万6千円となります。

本来であれば、この不足額を保険税収入で補うことが必要となるため、保険税の改定を検討することとなります。しかし、ここまでの計算の中で財政調整基金が活用されておられません。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい社会を考慮し、現行税率で不足となっている3,145万6千円に対して、最低保有額を下回る基金の一部取崩しにより不足額を充当することとなります。

そのため、令和3年度については、財政調整基金を活用することで、保険税率は改定せずに運営が出来る見込みとなります。また、これにより、一般会計からの法定外繰入金も不要となります。

この一般会計からの法定外繰入金について、補足させていただきます。一般会計からの法定外繰入金とは、保険税の負担緩和を図ることを目的とした繰入金を示しています。これについては、「保険税の上昇を抑えることを目的とした一般会計からの法定外繰入金は解消・削減が必要であり、計画的・段階的に行うことが望ましい。」とされています。

また、一般会計からの法定外繰入金については、財務省の財政制度等審議会にて遅くとも令和5年度までに解消すべきであると言及があり、厚生労働省も時期の言及こそしないまでも財務省と同様の考え方を示しています。

次に資料2をご覧ください。こちらの資料は、資料1の3歳入と歳出の差額に記載されているとおり、後期高齢者支援金分は歳入が歳出を上回っているのに対し、医療給付費分と介護納付金分は歳入と歳出の差が大きいことから、医療給付費分と介護納付金分の税率・税額を増額変更し、後期高齢者支援金分は税率・税額の変更を行っていないものとなっています。

説明は、以上となります。議長よろしく申し上げます。

【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

質問がないようなので、前回の運営協議会で決定した案のとおり、最低保有額を下回る基金の一部取崩しにより不足額を充当することでよろしいか、挙手により決定したいと思います。それでは、挙手をお願いします。

前回の運営協議会の案で良いと思う方、9名。ありがとうございます。多数決の結果、本運営協議会では、現行税率に決定させていただきます。

では、議題1については、以上となります。

<議題2 答申について>

【議 長】

次の議題に入らせていただきます。「議題2 答申について」です。

これから本協議会として、町長に提出する答申を作成することとなりますが、まずはここまでの結果を反映させた答申を作成いたします。

また、答申には本協議会からの要望を盛り込むことが出来ます。これまでに本協議会から出された要望や過去の要望についてまとめたものを本日、机上配布しておりますので、委員の皆さまからご意見を頂きたいと思います。私としては、答申に当たり大磯町に要望する事項が多いと思いますので、(1)の納付金の金額に変動が生じた場合、基金を活用することについては、残していただいて、これ以外を減らす必要があると思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】

(1)は残した方がよいと思います。また、現在の新型コロナウイルス感染症の影響を考えると(7)と(8)についても必要だと思いますが、(2)～(6)について事務局はいかがですか。

【事務局】

(2)は新型コロナウイルス感染症の減免制度の周知等もあるので必要かと思います。また、(5)のジェネリック医薬品の利用促進については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医療費の抑制や適正化の観点からも必要だと考えます。

【議 長】

では、他に意見がないようでしたらここまでの議論をもとに事務局は、答申(案)の作成準備をお願いします。

答申(案)の作成・配布

【議 長】

事務局は、答申(案)の読み上げをお願いします。

【事務局】

ただいま配布させていただきました答申(案)をご覧ください。本日までの議論をもとに作成した答申(案)となりますので、ここで全文を読み上げさせていただきます。

答申(案)の読み上げ

答申(案)については、以上となります。議長、よろしくをお願いします。

【議 長】

本日までの協議内容を盛り込んだ答申(案)が示されました。ただいまの答申内容の語句の整理や修正をした後に、令和3年度の国民健康保険運営協議会として、この内容で町長に答申を提出することとなります。これについてご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

他にご意見がないようですので、答申については、案を取っていただき、この内容で完成とさせていただきます。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。「議題3 その他」ですが、事務局から何かありますか。

【事務局】

事務局からございます。今後の流れです。

今年度の諮問された内容について、国民健康保険運営協議会として示された答申を議長から町長へ渡すこととなります。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、答申を町民福祉部長から町長へ渡すこととしますがよろしいでしょうか。

【議長】

よろしく願いいたします。

【事務局】

では、そのように進めさせていただきます。

今回の答申は、国民健康保険税率の改定が不要であるという答申内容ですので、町の政策会議を経て、議会に対して状況報告を行う予定です。また、答申にあたり、町に要望する事項もご指摘いただいておりますので、国民健康保険運営協議会の委員の皆さまのご意見を尊重し、国民健康保険の事務を遂行していくこととなります。

答申の流れにつきましては、以上となります。

なお、2月に行われます議会では、保険税率・税額以外の条例改正について、国民健康保険税条例の一部改正の条例を提案する予定です。

内容は、1点目が令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を33万円から43万円に10万円引き上げることとされました。これに伴い、国民健康保険税の軽減判定に用いる所得額算定式を見直すこととなります。

2点目が、租税特別措置法の一部改正に伴い、5年間以上所有していた土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、利活用されていないまま所有されている空き地や空き家等の低未利用土地等の取引の活性化を図るため、特別控除制度が創設されたことから関係規定を整理することとなります。

今後の流れにつきましては、以上となります。

【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体をとおして質問のある方は、いらっしゃいませんか。質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

【事務局】

今回は3月下旬を予定しておりますが、日程調整につきましては、後日、アンケートを実施させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年同様書面会議となる可能性もありますので、ご承知おきください。

【議長】

それでは、本日の審議はこれで終了します。進行を事務局に返しますので、よろしく願いします。

【事務局】

皆さま、本日はどうもありがとうございました。

本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続きご協力をお願いします。また、議事録を確認していただく際に確定した答申を同封させていただきたいと思っておりますので、内容を併せてご確認いただきたいと思いますと考えております。

これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・資料1 令和3年度国民健康保険事業の収支見込み（総括表）
- ・資料1参考 国民健康保険税率の収支状況の詳細について
- ・資料2 国民健康保険税率改定一覧表
- ・資料3 令和3年度大磯町国民健康保険財政の基盤安定化について（答申）（案）